

業 種	トラック
取組分野	経営トップの責務（自然災害対応）
テ ー マ	異常気象時における輸送の安全確保に関する取組
取組の狙い	台風接近時、強風によりトラックが転覆（横転）した事故が発生した教訓を踏まえ、荷主の理解を得た安全運行の取組を推進している。
具体的内容	<p>高千穂倉庫運輸株式会社は、過去の台風接近時、運行中のトラックが強風に煽られ転覆（横転）した事故事例の振り返りに基づき、荷主の理解も得ながら、異常気象の際には運行の中止等を検討することにより、安全を最優先した運行計画を策定する取組を実施している。</p> <p>1. 検討した背景</p> <p>異常気象時の運転は、特に運転者に判断が委ねられることにより、運転者の経験や車両特性を踏まえていない「大丈夫だろう」という過信が生じやすく、2016（平成28）年と2017（平成29）年には、台風接近時の強風（横風）に煽られ、運行中のトラックが転覆（横転）する事故が発生した。</p>  <p>幸い、運転者は大きなけがは負わなかったものの、運転者の生命や身体が害される恐れがあった。</p> <p>また、被災することで、当初の運行計画が崩れることにより、物流全体の効率性が損なわれ、持続的に安定供給できる物流体制にも影響が生じる恐れがあるため、異常気象時における対策を検討することとなった。</p> <p>2. 再発防止に向けた取組</p> <p>平常時より荷主側の理解も得ながら、異常気象による影響が見込まれる際には災害が発生する前に荷主と打合せを行い、2020（令和2）年2月に国土交通省が公表した「台風等による異常気象時下における輸送の目安」も参考に、輸配送の中止等を運行前に十分検討し、安全最優先の運行計画を策定しているほか、以下の取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常気象による風水害の発生が見込まれるなかで運行する際は、定時定所連絡によりポイント毎に停車、状況報告を義務付け、運転者に判断を委ねない手順を構築 ・管理者は安全を優先し、早い段階で輸配送の中断・中止を運転者に指示 ・運転者は危険を感じる前に、車両を安全な場所へ停車し、管理者へ

	<p>状況報告を行い、待機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の構造・特性について、運転者への再教育を実施 ・小集団活動を通じ、異常気象時における運転への影響等について注意喚起を図り、乗務員の感想等を記載させることにより理解度を把握
取組の効果	<p>2020（令和2）年9月には、「令和2年台風第10号」が発生し、最接近時の勢力は過去最強クラスの猛烈な勢力に発達することが予想され、風速30m/s以上の暴風等により走行中のトラックが横転する可能性があるため、予め、荷主とも協議のうえ、運行前に十分検討し、輸配送の中止、ルートの変更及び運行時間の変更等、安全最優先の運行計画を決定することにより被災しなかった。</p> <p>また、国土交通省が公表した「台風等による異常気象時下における輸送の目安」を踏まえ、会社として配送の休止等を決定することで、荷主への申し入れ等が入れやすくなり、台風が最接近する前日までに荷主側の判断や荷主が納品先へ確認する等、異常気象時下の配送の休止や時差配送にも荷主等の理解が得られつつある一方、一部では配送の依頼があり、断らなければならないこともあった。</p>
事業者名	<p>高千穂倉庫運輸株式会社 総務企画部 （連絡先：092-622-2376）</p>